

10 月 農 地 部 会 議 事 録

と き 平成 27 年 10 月 9 日 (金) 午後 1 時 30 分
ところ 八戸市庁別館 2 階 会議室 C

出席した委員

1 番 齋藤正人、2 番 明戸政勝、4 番 清川新一、5 番 三浦豊、
6 番 松橋剛志、7 番 川畑修一、9 番 赤坂英夫、10 番 西野茂雄、
11 番 前澤時廣、12 番 上野正雄、13 番 石橋充志、14 番 谷地秀典、15 番 大沢俊幸、
16 番 三浦慶一、17 番 坂下彌一、18 番 下館敏、19 番 籠田悦子

欠席した委員

3 番 和泉俊雄、8 番 村上仁

職務のため出席した職員

事務局長 上村智貞、事務局次長(農政 G L 事務取扱) 畑内俊一、農地 G L 寺沢智幸

主幹 大里知矢、主事 田中雄太

部会長

只今から農地部会を開催致します。
出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立致します。
本日の議事につきましては、お手元にお配りしております議事日程により、議事を進めます。
なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願い致します。

日程第1
部会長

日程第1、議事録署名者の指名を行います。
お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名致したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご異議なしと認めます。
それでは本職から指名致します。
議事録署名者に、14番 谷地秀典委員、15番 大沢俊幸委員、両氏を指名致します。

日程第2
部会長

次に、日程第2、議案第39号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題と致します。
それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

松橋委員
3条許可51番

松橋から報告いたします。51番52番について、去る10月1日に前澤委員と市庁別館8階会議室において調査して参りましたのでご報告いたします。
まず51番ですけれども、譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在、地目、面積等については、資料1ページに記載のとおりでございます。受人・渡人とも本人が出席しております。免許証等で本人確認をいたしました。3筆合計989㎡でして、態様別は売買ということでございます。受人と渡人の関係でございますけれども、従兄弟同士ということございました。申請事由ですけれども、渡人は母も亡くなり離農するということでございます。受人の方は渡人の要望ということでございます。申請地の貸付の有無ですけれども、無しということでした。過去3年間における農地の取得及び売却事例等はありません。申請地における受人の作付計画ですけれども、とうもろこし・大豆・かぼちゃ等を作付けするということでございます。また申請地ですが自宅の隣の土地ということでございます。農業経験40年。年金税猶予等の関係は全てございません。受人の農地保有状況ですけれども、3反7畝程、別の所で、とうもろこし・大豆・じゃがいも・かぼちゃ等を作付けしているということでございます。受人の世帯員ですけれども、世帯は男1人、農業専従者男1人ということですが、二世帯住宅で息子さん夫婦と暮らしているということございました。農機具保有状況ですけれども、管理機、草刈機等あるということですが、もう古くて

使用出来ないかもしれないということで、管理機や小型トラック等は、知人から借用するということでございます。

3条許可 52番

続いて52番ですけども、受人、渡人の住所、氏名、土地の所在、地目、面積等は資料1ページ記載のとおりでございます。受人はお二人とも本人が出席しております。渡人は代理人の方が委任状持参の上出席しております。受人と渡人の関係ですけども知人ということで、何れも運転免許証、健康保険証等で本人確認しております。態様別は2,023㎡の土地を無償で贈与ということでございます。申請事由ですけども、渡人は遠方の為、離農するということで後継者もないということでございます。受人は規模拡大ということございました。受人と渡人ですけども、知人ということですけども遠縁に当たる関係だそうです。申請地ですけども、受人は水稻を作付けして田んぼとして使用するということでございます。過去3年間における農地の取得及び売却事例等はありません。申請地周囲の状況ですけども、通作距離は約4km、農業経験は30年、受人の耕作地も200m程離れたところにあるということでございます。年金税猶予の状況等は全てございません。受人の農地ですけども、田畑合わせて約5,000㎡を所有して作付けしているということでございます。受人の労働力及び農機具保有状況ですけども、世帯員は男2人女2人、内農業専従者男1人女1人ということで、農機具はトラクター、トラック、田植機、ハーベスタ等を所有しているということでございます。なお、水稻ですけども、乾燥調整等は精米所の方に委託しているということでございます。

以上、調査した2件とも、3条の許可基準に照らし合わせ、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。以上です。

前澤委員

3条許可 53番

続きまして前澤から報告をいたします。今、松橋委員からお話をいただきましたとおり、10月1日、松橋委員と別館8階におきまして、53番の調査をいたしましたのでご報告をいたしたいと思っております。

まず、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料1ページに記載のとおりでございます。調査には、渡人、受人ともご本人が出席をいたしました。両者の関係は夫婦。態様別は贈与でございます。申請理由は、農業後継者への生前一部贈与。体調が悪いということで贈与にしたいということございました。申請地における貸付はありません。申請地における受人の作付計画は、かぼちゃ等でございます。過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況でございますけれども、自宅から通作距離が3km。耕作道あり。受人の耕作地はありません。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地あり。農業経験20年。地域農業への影響はございません。年金、税猶予等はありません。受人の労働力ですが、世帯員男1人、女2人、内専従者は男1人、女2人でございます。農機具等の保有状況は、トラクター、噴霧機、刈払機各1台でございます。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。以上で報告を終わります。

部会長	<p>只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
部会長	<p>ご質疑等なしと認めます。</p> <p>よって本案は承認することに決しました。</p>
日程第3 部会長	<p>次に、日程第3、議案第40号、平成27年度第7号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局から説明願います。</p>
田中主事	<p>事務局の田中から、議案第40号「平成27年度第7号八戸市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。資料3ページをご覧ください。</p> <p>今回の利用権設定件数は賃貸借1件、使用貸借4件の計5件となっております。</p> <p>貸し手及び借り手の人数につきましては、貸し手5人、借り手2人で、利用権設定面積は40,481㎡でございます。</p> <p>貸し手及び借り手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。</p>
利用集積1番	<p>番号1番、利用権の種類及び内容は、小麦を作付けするために5年2か月間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積2番～ 利用集積5番	<p>番号2番、番号3番、番号4番、番号5番は、公益社団法人あおもり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。</p> <p>番号2番、番号3番、番号4番、利用権の種類及び内容は、すべて牧草を作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。</p> <p>番号5番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間25,000円でございます。</p> <p>公告年月日は、平成27年10月15日を予定しております。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
部会長	<p>只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
部会長	<p>ご質疑等なしと認めます。</p> <p>よって本案は承認することに決しました。</p>
日程第4 部会長	<p>次に日程第4、報告第48号、農地法第3条の3第1項の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。</p>

寺沢副参事

事務局の寺沢から、ご報告いたします。

この案件は、相続等届出の9月分でございます。資料の5ページをお開き願います。権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料5ページ番号90番から資料11ページ番号107番までの計18件となっており、権利取得事由は何れも相続でございます。また取得した権利の種類は何れも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料6ページ番号94番が希望あり、そのほかは希望なしとなっております。

何れも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

部会長

只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

日程第5、第6
部会長

次に、日程第5、報告第49号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第6、報告第50号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の9月分でございます。

まず4条からご報告申し上げます。資料の13ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条届出46番

番号46番、転用目的は物置1棟建築でございます。

4条届出47番、48番

番号47番、48番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

14ページをお開き願います。

4条届出49番

番号49番、転用目的は共同住宅5棟建築でございます。

4条届出50番、51番

番号50番、51番、転用目的は公衆用道路でございます。

15ページをお開き願います。

4条届出52番

番号52番、転用目的は公衆用道路でございます。

続きまして、5条につきましてご報告申し上げます。17ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条届出120番

番号120番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条届出121番、122番

番号121番、122番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

18ページをお開き願います。

5条届出 123 番	番号 123 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条届出 124 番	番号 124 番、転用目的は通路でございます。
5条届出 125 番	番号 125 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 19 ページをご覧ください。
5条届出 126 番	番号 126 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条届出 127 番	番号 127 番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条届出 128 番	番号 128 番、転用目的は駐車場でございます。 20 ページをお開き願います。
5条届出 129 番、130 番	番号 129 番、130 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条届出 131 番	番号 131 番、転用目的は駐車場でございます。 21 ページをお開き願います。
5条届出 132 番	番号 132 番、転用目的は駐車場でございます。
5条届出 133 番、134 番	番号 133 番、134 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 22 ページをお開き願います。
5条届出 135 番～137 番	番号 135 番、136 番、137 番 転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 23 ページをお開き願います。
5条届出 138 番、139 番	番号 138 番、139 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条届出 140 番	番号 140 番、転用目的は宅地分譲でございます。 24 ページをご覧ください。
5条届出 141 番	番号 141 番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条届出 142 番	番号 142 番、転用目的は介護施設 1 棟建築でございます。
5条届出 143 番	番号 143 番、転用目的は事務所 1 棟建築でございます。 25 ページをご覧ください。
5条届出 144 番	番号 144 番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条届出 145 番	番号 145 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条届出 146 番	番号 146 番、転用目的は駐車場でございます。 26 ページをお開き願います。
5条届出 147 番、148 番	番号 147 番、148 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。以上、報告を終わります。
部会長	只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。 (なしの声あり)
部会長	ご質疑なしと認めます。
日程第 7 部会長	次に、日程第 7、報告第 51 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。 事務局から報告願います。

寺沢副参事

事務局の寺沢から、ご報告いたします。

資料の 27 ページをご覧ください。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条合意解約 20 番

番号 20 番につきましては、農業経営基盤強化促進法貸借に係る合意解約で、補償等はなしとなっております。

通知年月日は、平成 27 年 10 月 15 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

部会長

只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

部会長

以上をもちまして、本日の議案の審査は全て終了致しましたので、農地部会を閉会致します。

(閉会 13 時 50 分)